

制度するところと云ふことは社會刺刺經濟關係等可成りに複雑した問題でありねばならぬ。吾等の要求はこれを意味するものではない。只初任級は一用以下が最も多くあり、それ以下に人が可なりにある。而して實際、生活が常識的に考へてお餘りに非人道的である故である。

二用以下の一割増は二用以下が総人員の八割以上を占めてゐる。二用以上と二用以下と均衡を失つてゐる程度に任上してゐる。いとは云ふに過ぎない。之が果して「不当」であるか否かは、一見して見ても見やう。

大阪に於ける同への業務に後事する役業員の賃銀は、一用以下に最級が一用以下であり、最高が三用、二十六歳まであり、年高の平均三十五歳迄相当の率を以て以の賃銀を度る人が可なりである。而かも、下の昇給は二用以下が一用以下五歳以内の年高迄、二用以上は十歳前後七歳一用以下に其上一三三ヶ月迄、二用勤者には臨時賞與さへくられるのである。

經濟的に貧弱な京都市を論じて見ると、普通賃銀が一用

五十歳から二用三十歳 職工平均二用四十歳とあり、尚其他歩増があり、三年以上勤続者には年功加給と称する制度があり、年額十二用以下三用位迄を支給せらるゝのである。之を現在の東京市の賃銀と比較すると、適当である。之を更に賃銀を定むるに當り、其物價を賃銀に決定する事は、其の生活と實視するものであつて、之程考慮することはない。而かも東京市の唯一の物價の低い所であり、生活の最も高度な處である。之を云ふ也。

各市の爲めに大阪十二年一月から八月迄の物價指數を上上げる。上表は東京大阪両商業會議所の調査による。各大阪十二年の下半年を一〇〇とす。

年	大阪	東京
1月	108.0	116.10
2月	92.0	115.10
3月	68.0	116.70
4月	17.1	115.40
5月	17.1	114.20
6月	11.1	115.70
7月	12.9	114.50
8月	13.7	114.40